

浄化槽は

きちんと使って
きれいな水に

10月は浄化槽月間です

浄化槽の適正な維持管理を

浄化槽は、トイレや台所などから出る排水を微生物の働きによってきれいにし、川や海に放流するための設備です。浄化槽で水をきれいにするために、微生物が働きやすい環境を整え、その環境を保つことが大切です。使用上の注意を守るとともに、【保守点検】【清掃】【法定検査】の3つの維持管理を正しく行い、きれいな水環境を守りましょう。(3つの維持管理は、浄化槽法で義務付けられています)

使用上の注意

- ▼送風機（ブローア）の電源は切らない
- ▼水に溶けない紙は流さない
- ▼分離ますは定期的（1カ月に1回以上）に清掃する

3つの約束を守ってね

- 保守点検
- 清掃
- 法定検査



3つの維持管理

- ①保守点検
浄化槽の機能を正常に保つため、機械類の点検調整や修理、消毒剤の補充などを行います。
- ②清掃
浄化槽内に溜まった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄と清掃をします。
- ③法定検査
浄化槽の処理機能が十分に発揮されているか、保守点検や清掃を基準どおりに行っているか、放流水の水質が基準を満たしているかなどについて、指定検査機関が検査します。

※管理者の変更や浄化槽の廃止などがあつた場合は、速やかに下水道課または各支所地域振興室・産業建設室に届け出てください。

問い合わせ 下水道課管理係

0824・73・1175

安心・安全な毎日のために

秋の全国火災予防運動が始まります!

秋の全国火災予防運動が11月9日15日、全国各地で実施されます。この運動は、火災の起こりやすい時季を迎えるに当たり、一人一人に火災予防を意識してもらうことを目的としています。この運動を契機に、防火意識を高めましょう。

住宅防火を守る10のポイント

4つの習慣

- ▼寝たばこは絶対にしない。させない。
- ▼ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ▼こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ▼コンセントは、ほこりを清掃し、必要ならプラグは抜く。

6つの対策

- ▼ストーブやこんろなどは、安全装置の付いた機器を使用する。
- ▼住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ▼部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する。
- ▼消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ▼高齢者や身体の不自由な人は、避

庄原消防署 0824・72・9911
東城消防署 08477・2・4005

難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

▼防火・防災訓練への参加、戸別訪問などで、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の作動確認をしましょう!

いざというときに、住宅用火災警報器が正常に作動するよう、日頃からお手入れや点検を行いましょ。

【お手入れ】

住宅用火災警報器にほこりがたまると、火災を感じしなかったり、誤作動が起きたりすることがあります。汚れが目立つたら、乾いた布で拭き取りましょう。

【作動確認】

住宅用火災警報器は、電池が切れると作動しません。定期的に作動確認をしましょう。

作動確認の方法

火災警報器のボタンを押し（ひもを引き）以下のような音が鳴れば正常です。



音が鳴らない場合は・・・
▶電池が正しくセットされているか確認してください。
▶それでも改善しなければ、「電池切れ」または「機器が故障」しています。電池または機器を交換しましょう。